

# 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」の一部改正（案）（概要） （経済産業省・環境省告示）

## 1. 趣旨・背景

（趣旨）

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 1 条第 5 号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量の調整対象となる国内認証排出削減量として、「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度」において認証された二酸化炭素の量を追加するものです。

（背景）

地球温暖化対策推進法（正式名称：地球温暖化対策の推進に関する法律）に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）は、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することとなっています。報告するものは以下の二種類です。

- ①当該事業者が実際に排出した温室効果ガスの量（実排出量）
- ②当該事業者以外の者が削減した温室効果ガスの量をクレジットとして取得し、自らの排出量から控除した量（調整後排出量）

現在、②の調整後排出量を算定する際に、「当該事業者以外の者が削減した温室効果ガスの量」（国内認証排出削減量）として扱うことができるものとして、以下のものが認められています。

- ・国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- ・オフセット・クレジット（J-VER）制度において認証された温室効果ガスの量

## 2. 概要

今回、「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度」において認証された二酸化炭素の量についても、国内認証排出削減量として扱うことができるよう、告示の改正を行います。

## 3. 施行期日（予定）

未定（パブリックコメント終了後、速やかに施行予定）

## 【参照条文】

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

（この法律の施行に当たっての配慮）

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

### ○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

### ○「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」（経済産業省・環境省告示第 3 号）

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。

- 一 平成二十年十月二十一日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
- 二 オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知

見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)において認証をされた温室効果ガスの量

三 前二号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、当該認証をした当該量の取得及び保有を適切に管理し、当該量の移転を可能とする場合にあっては当該移転を適切に管理する制度（認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者若しくは排出の抑制等を自ら行った者又はこれらの者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わらないものに限る。）であって環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証をされた温室効果ガスの量

#### 【参考URL】

○ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度

([http://www.enecho.meti.go.jp/energy/newenergy/green\\_energy\\_co2.htm](http://www.enecho.meti.go.jp/energy/newenergy/green_energy_co2.htm))